

(様式第2号)

団体概要書

団体の名称	特定非営利活動法人チヨウタリイの会
団体所在地	奈良県奈良市あやめ池南五丁目1番1号
活動の開始年月	平成5年 9 月
法人格	<input checked="" type="radio"/> あり・申請中・なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	平成25年 9月 3日 所轄: 奈良県
活動分野 (主なもの3つ程度までに○をつけて下さい)	1. 保健・医療 2. 福祉 3. 社会教育 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全 活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 18. 子 どもの健全育成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体 の連携・支援 26. その他 ()
主な活動対象地域	奈良市
現在の活動内容	地域における子ども等見守り支援 (子ども宅食) 地域における子ども居場所支援 (子どもカフェ) 地域において文房具を必要としている子どもや子ども支援等の団体に対して 無償で文房具を提供する文具バンクプロジェクト ネパールの山村地域の公立学校における新校舎建設支援及び E-ライブラリ (デジタルツールを整備した図書館) 開設支援 タイの HIV 感染者を家族に持つ子どもたちへの就学支援 個人会員数 63 人 ; 団体会員 2 団体 ; 専従職員 2 人
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体との協働事業実績を含む)	ネパールでの新校舎建設支援 (24 校完成) 及び E-ライブラリ開設支援 (5 校 完成) タイのムクダハン県での HIV/AIDS 予防啓発活動及び地場産業創生支援 タイでの HIV 感染者を家族に持つ子どもたちへの就学支援 インドネシアでのストリートチルドレン保護活動及び養護施設、助産院支援 インドネシア及びインドのスラム地区にあるフリースクール支援 奈良多文化共生音楽祭の開催 「元気ごはん宅食」による子ども等見守り支援 (子ども宅食) 「元気子どもカフェ」による子ども居場所支援 (子どもカフェ) 文具バンクプロジェクト等
寄附者へのPR (寄附を活用して 取り組みたい活動内容)	現在当法人では、地域での子育て支援として「子ども宅食」、「子どもカフェ」、 「文具バンク」の活動を行なっております。これらの活動を通して、地域で のつながりを深め、子育てにおいて様々な問題に直面している家庭を支えて いきたいと思ひます。一人で悩み苦しんでいる状況を解消し、必要であれば 更なる支援につなげて、けっして誰一人として孤立孤独にさせない社会を構 築していきたいと思ひます。ご寄附は、これらの子育て支援の経費に活用さ せていただき、子育て支援活動を更に充実させていきたいと思ひます。

(様式第3号)

令和 5年12月21日現在

団 体 役 員 名 簿

団体名： 特定非営利活動法人チョウタリイの会

役職名	氏名	住 所
代表理事	山口悦子	[Redacted]
副代表理事	神戸日出夫	
理事	青山勝子	
理事	以呂免義雄	
理事	岡村一誠	
理事	館博美	
理事	藤川美知子	
理事	山口正則	
理事	RINGHOFER MANFRED	
監事	山村紀子	

(注) この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。

特定非営利活動法人 チョウタリイの会

定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人チョウタリイの会と称する。略称をチョウタリイ、英文名を Chautary Japan とする。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を奈良県奈良市に置く。

第3条 (目的)

この法人は、社会的に困難な状況にある人たちやその家族、その地域などに対し、教育、自立、保健などの支援、その他必要と思われる支援及び協力を行い、また国際交流や市民への啓発活動などを通して、貧困、格差、地球環境などの社会における様々な問題の解決に取り組み、子どもたちが、未来において希望を持ち「生まれてきてよかった」と思うことのできる平和で公正な国際社会の実現に寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

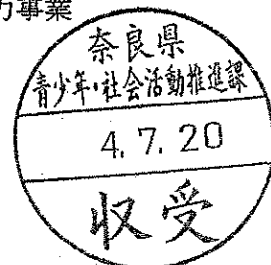
この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 (事業の種類)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 困難な状況にある子どもたち等に対する教育、保健等の支援事業
 - ② 途上国等における教育環境の改善を図るための校舎建設等の協力事業
 - ③ 途上国等における養護施設、助産施設、医療施設等の環境改善を図るための協力事業
 - ④ 地球環境問題解決のための緑化推進活動等による環境保全事業



- ⑤ HIV 及び AIDS の予防を目的とした啓発事業
- ⑥ HIV 及び AIDS 感染者の人権を擁護するための事業
- ⑦ 途上国等における自立を目指す人々への協力事業
- ⑧ 国際協力及び海外事情の調査研究に関する事業
- ⑨ 機関紙、刊行物、講演、展示会、ウェブサイト、映像上映等による広報及び啓発事業
- ⑩ 社会教育及び政策提言事業
- ⑪ 関連団体及び関係する国際機関との相互協力
- ⑫ 災害復興協力事業
- ⑬ 国内外の伝統文化等の紹介及び国際交流に関する事業

(2) その他の事業

- ① イベント開催事業
- ② 文化教育事業

2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

第6条 (種別)

この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、法人の活動に積極的に協力する意思をもって入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、法人の活動を賛助するために入会した個人及び団体。
- (3) 里親会員 この法人の目的に賛同し、社会的に困難な状況にある子どもたちの就学支援の協力を目的として入会した個人及び団体。

第7条 (入会)

会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2. 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3. 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4. 代表理事は、第2項の者の入会を認めないときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 (入会金及び会費)

会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。



- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条 (退会)

会員は、退会届(退会の意思が確認でき、会員本人の署名、押印が付された書面)を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

第11条 (除名)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第12条 (抛出品の不返還)

すでに納入した入会金、会費及びその他の抛出品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

第13条 (種別及び定数)

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上15名以内
- (2) 監事1名以上2名以内

2. 理事のうち1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

第14条 (選任等)

理事は、理事会において選任し総会に報告する。監事は理事会で推薦した者を総会において選任する。

2. 代表理事、副代表理事は、理事の互選とする。
3. 役員のうちにはそれぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

第15条 (職務)

代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。



4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求する。

第16条 (任期等)

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条 (欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条 (解任)

役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第19条 (報酬等)

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第20条 (事務局の設置)

この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

第21条 (職員の任免等)



事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う

2. 理事は、事務局長若しくは職員と兼職することができる。

第4章 総会

第22条（種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第23条（総会の構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第24条（総会の権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算の承認
- (5) 監事の選任及び解任、役員の職務
- (6) その他、運営に関する重要事項

第25条（総会の開催）

通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面若しくは電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

第26条（総会の招集）

総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第27条（総会の議長）

総会の議長は、代表理事が指名する理事又は正会員がこれにあたる。

第28条（総会の定足数）

総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。



第29条（総会の議決）

総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第30条（総会での表決権等）

各正会員の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第31条（総会の議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が、署名若しくは記名、押印しなければならない。
 3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

第32条（理事会の構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第33条（理事会の権能）



理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 理事の選任及び解任、役員報酬
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第34条（理事会の開催）

理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第35条（理事会の招集）

理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第36条（理事会の議長）

理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

第37条（理事会の議決）

理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第38条（理事会の表決権等）

各理事の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は代表理事を代理人として表決を委任することができる。



3. 前項の規定により表決した理事は、第37条第2項及び第39条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第39条（理事会の議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名若しくは記名、押印しなければならない。

第6章 資 産

第40条（構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

第41条（資産の区分）

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

第42条（管理）

この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第7章 会 計

第43条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第44条（会計区分）



この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

第45条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第46条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第47条（予算の追加及び更正）

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第48条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経たうえで、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

第49条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第50条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第51条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項



- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

第52条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第53条（残余財産の帰属）

この法人が解散（前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

第54条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第55条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人のホームページに掲載するとともに官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

第56条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。



代表理事 山口悦子
副代表理事 神戸日出夫
理事 青山勝子
理事 館博美
理事 藤川美知子
理事 山村紀子
監事 山口正則

3. この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成27年6月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成26年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 個人 0円 団体 0円
正会員年会費 個人 10,000円 団体 50,000円
 - (2) 賛助会員入会金 個人 0円 団体 0円
賛助会員年会費 個人 3,000円 団体 30,000円
 - (3) 里親会員入会金 個人 0円
里親会員年会費 個人 25,000円

附則

この定款は、平成28年9月18日から施行する。

附則

この定款は、平成30年5月27日から施行する。

附則

この定款は、令和4年6月27日から施行する。



令和4年度 事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

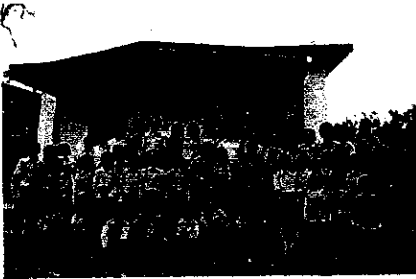
特定非営利活動法人 チョウタリイの会

1 事業の成果

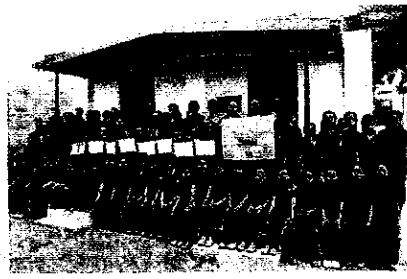
当期においても前期に引き続き、国内及び海外の活動において新型コロナウイルスの影響を受けました。海外においては、E-ライブラリ開設支援活動など順調に行なうことができましたが、コロナ禍のため開館式などの交流活動は現地との間で、リモートで行ないました。また、ネパールのパンチカール市長が当法人をご来訪されました。日本とネパールの交流を深めることができたものと思います。国内の活動では、コロナ禍の折り、地域での子ども等への支援活動の強化を図ってまいりました。その活動を通して地域の人々とのつながりをより深めることができたのではないかと思います。

また、当法人の活動がNHKの番組「おはよう関西」で紹介され、多くの方から問い合わせを頂きました。

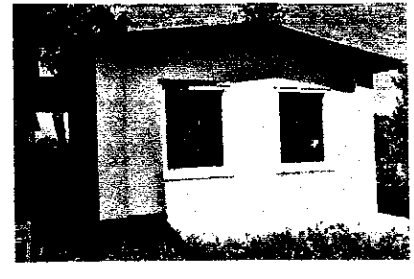
● 「途上国における教育環境の改善を図るための校舎建設等の協力事業」



完成したE-ライブラリ
ゴルマ・デビ・ベーシック学校



完成したE-ライブラリ
バル・プラティバ・ベーシック学校



完成したE-ライブラリ
ジョアパティ・セカンダリー学校



ゴルマ・デビ・ベーシック学校
E-ライブラリの室内



バル・プラティバ・ベーシック学校
E-ライブラリの室内



ジョアパティ・セカンダリー学校
E-ライブラリの室内

当法人では、2010年より「ネパールにおける公立学校新校舎等建設支援プロジェクト」を行なっています。当期では、当プロジェクトの25校、26校、27校目としてカブレパランチョーク郡パンチカール市4区のゴルマ・デビ・ベーシック学校（幼稚園、小学校）、同市2区のバル・プラティバ・ベーシック学校（幼稚園、小学校、中学校）、同市6区のジョアパティ・セカンダリー学校（保育園、小学校、中学校、高校（1年））の3校のE-ライブラリが完成しました。

また、新たにラダ・クリシュナ・ベーシック学校（同市10区）、バクラム・デビ・セカンダリ学校（同市2区）の2校でE-ライブラリ開設支援を開始し、ガーネシャ・セカンダリ学校（同市5区）の新校舎建設支援プロジェクトを開始しました。

E-ライブラリ開設支援プロジェクトでは、以下の支援を行ないました。

- ① E-ライブラリの建設
- ② 本棚、テーブル、椅子などの家具の提供
- ③ 図書を提供

④ デスクトップコンピュータと関連機器の提供

⑤ ネット回線などの環境整備

「E-ライブラリ」とは、デジタルツールを整備したコミュニティ図書館のことです。生徒、教師の他に地域の大人も子どもも利用でき、読書はもちろん6台のデスクトップコンピュータによりインターネットを通じて多くの知識を得ることができます。

ネパールの山間地域のほとんどの公立学校では、1台のコンピュータも所有していない状況となっています。また、図書室もなく、子どもたちは、満足に読書をすることもできない環境におかれています。

他国の学校では、1人に1台のタブレット端末を使用した教育が行なわれ始めている中で、ネパールの山間地域の公立学校では、情報通信における教育環境が他国と比べても遅れています。この状況のままでは、デジタルネイティブ世代であるはずの子どもたちが、デジタル格差となって取り残され、未来の可能性が小さなものになってしまいます。

当法人では、子どもたちに読書ができる環境とコンピュータで多様な知識を得ることができる環境を作ることによって、子どもたちに心が豊かで平和な社会を築いてもらいたいと思います。

● 「国際交流に関する事業」

1. E-ライブラリ開設支援にともなって、支援先のゴルマ・デビ・ベーシック学校、バル・プラティバ・ベーシック学校、ジョアパティ・セカンダリー学校の3校よりビデオレターを頂き、また開館式をリモートで行い日本とネパールとの交流を図りました。



Golma Devi Basic School



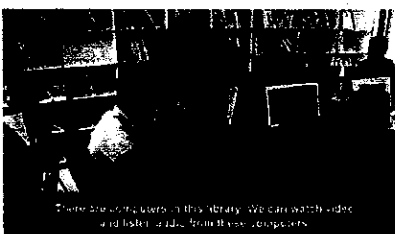
Bal Pratiba Basic School



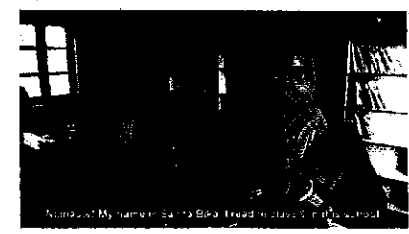
Jyoti Patti Secondary School



Golma Devi Basic School



Bal Pratiba Basic School



Jyoti Patti Secondary School

ゴルマ・デビ・ベーシック学校
教師と生徒

バル・プラティバ・ベーシック学校
教師と生徒

ジョアパティ・セカンダリー学校
教師と生徒

E-ライブラリ開設において、子どもたちや教師たちから多くの感謝の言葉を頂きました。その一部を記載します。

○ゴルマ・デビ・ベーシック学校 教師

「これまで私たちの生徒は教科書だけで勉強していました。今、彼らは、コンピュータをクリックすることによって多くのことを学ぶことができます。E-ライブラリは、学生に質の高い教育を提供するために必要不可欠です。私たちは、E-ライブラリがこの学校の生徒たち、そしてこの地域の子どもたちに学習の機会を提供することを願っています。同様に、教師にとっても、新しい教育技術やアイデアを学ぶのに役立つでしょう。だから、このようなE-ライブラリが学校にあることは、教師にとっても、生徒たちにとっても、とても嬉しいことなのです。生徒たちは熱心にコンピュータに触れています。コンピュータで勉強することにとっても興味を持っているのです。最後に、本校のE-ライブラリの設立に支援して下さった皆様に心から感謝申し上げます。」

○バル・プラティバ・ベーシック学校 生徒

「私たちは、E-ライブラリから多くの知識を学ぶチャンスを得ました。E-ライブラリでの読書は、とても快適です。素晴らしいE-ライブラリを作って下さってありがとうございます。私たちの学校に来

て下さい。とてもお会いしたいです。』

- 10月において、ネパールのパンチカール市長ご夫妻が当法人を来訪されました。

当法人では、ネパールのカブレパランチョーク郡を中心に公立学校の新校舎建設支援を行っております。パンチカール市は、そのカブレパランチョーク郡にあり、当法人の支援活動を最も多く行なっている自治体です。

ご来日時は、市長ご夫妻と共に奈良市長を表敬訪問し、その後、当法人のエデュケーションセンターにお越しいた

だき、ネパールと日本の文化のこと、また将来に向けてのパンチカール市長ご夫妻と共に奈良市長を表敬訪問
展望などを話し合い、両国の友好をより深めることができました。



● 「困難な状況にある子どもたち等に対する教育、保健等の支援事業」

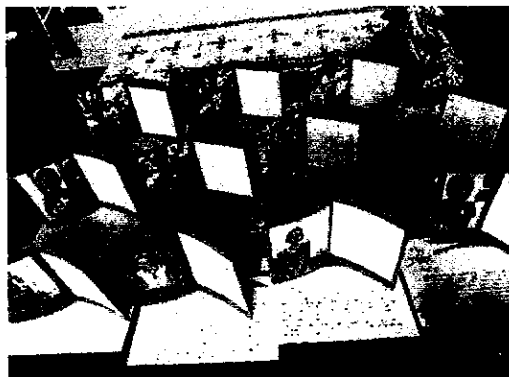
1. 当法人では、タイにおいて、HIV感染者を家族に持つ子どもたちを里子として、1996年より就学のための支援を継続的に行なっています。

また、子どもたちとの手紙やプレゼントをなどによる交流を通して友好を深めています。当期においても、文具等の提供などの支援活動を行いました。

タイでは、2020年に入って新型コロナの影響で、日雇いで働いている人々の仕事が減少し、それらの人々の生活はとても苦しい状況となっています。里子たちの家庭においても日雇い労働で生計を立てている家族が多く、生活が苦しい状況となっています。

HIV感染者を持つ家庭は、概して貧しく、精神的にも疲れており、経済的に子どもを学校に通わせることが困難な状況である場合が多く、そのためそれらの子どもたちは、未来に希望を持つことができない状況となっています。また、その状況は貧困層の固定化につながり次世代においても貧困の連鎖が続く原因となってしまいます。

当法人では、困難な状況にある子どもたちの未来を開くため、当プロジェクトを継続して行なっていきたいと思っております。



2. 当法人では、2021年11月より「元気ごはん宅食プロジェクト」（子どもや妊婦への宅食事業）を始めました。当期においても引き続き当プロジェクトを奈良市西部地域において行ないました。

当プロジェクトは、主に一人親家庭にお弁当を中心にお菓子、果物などを定期的にお届けしています。ご利用家庭の生活状況や体調を見守ることによって状況の悪化の予兆を見つけることを目的としています。

統計によると日本国内の一人親家庭の約半数が相対的貧困の状態となっています。また、経済的な問題だけではなく一人で子育て等の悩みを抱えてしまい、精神的にも大きな負担を感じてしまうこともあります。

一人親家庭においては、親本人が病気になったり、育児不安になったりした場合、自分から役所に相



元気ごはん宅食の準備の様子

談に行くことが難しくなり、そのため育児を行う事ができず子どもの生命にも関わる問題となつてしまします。そのため、宅食を通しての見守りはとても重要で問題解決の役割を果たすものと思います。

「元気ごはん宅食プロジェクト」は、援助を必要とする人に相談窓口などを作って待つ支援ではなく、支援する側から手を差し伸べて行動するアウトリーチによる支援です。

当法人では、困難を抱えている人々が、誰にも相談することなく、一人で悩み苦しんでいる状況を解消して、必要であれば更なる支援につなげて誰一人として決して孤立孤独にさせない社会の構築を、活動を通して目指していきたいと考えています。

3. 当期においては、子どもたちの居場所支援として塾などに通うことが難しい子どもを対象とした「学習支援教室」を6月より開催しました。授業内容は、主に数学と英語を教え、子どもたちの基礎学力の向上を図りました。

出席している子どもたちの学力は向上していきましたが、全国的にコロナの感染が拡大し、講師においても感染してしまう状況となりました。そのため、安全を最優先し休講せざるを得ない状況となりました。

次期においては、子どもたちの居場所支援の充実を図り、子どもの安全を見守りたいと思います。

4. 当法人では、地域の子育て支援として文具バンク・プロジェクトを2011年8月より開始しました。当プロジェクトは、毎月1回文具を必要としている子どもや団体等にノート、鉛筆、消しゴム、シャープペンシルなどをセットにして、また必要に応じてコンパス、色鉛筆、クレヨン、定規などを手渡して配りました。コロナ禍もあり、一人親家庭など多くの人々の収入が減少し経済的に苦しい状況となっています。この活動を通して困難な状況にある子育て家庭の一助になれば幸いです。



文具バンク・プロジェクト

- 「機関紙、刊行物、講演、展示会、映像上映等による広報及び啓発事業」

1. 講演活動

大阪市内で講演を行ないました。人々に当法人の活動を知って頂くことができました。

2. 機関誌等の発行

当期においても、「チョウタリイ通信」及び、機関誌「チョウタリイ」を発行し、支援者や一般の人々に配布しました。「チョウタリイ通信」は主に活動報告を掲載し、機関誌「チョウタリイ」では、活動の報告と共に NGO 豆知識として「SDGsにおけるチョウタリイの活動」と題した記事などを掲載しました。機関誌等を通して読者にさまざまな問題について考えて頂く機会が作れたものと思います。



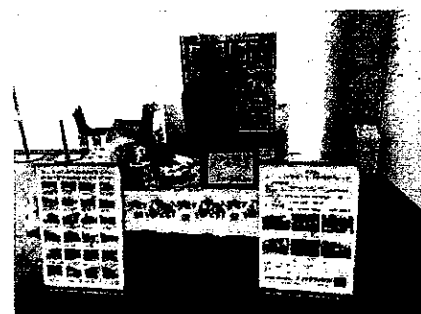
機関誌「チョウタリイ」

- 「関連団体及び関係する国際機関との相互協力」

奈良市ボランティアインフォメーションセンター主催の「Hug²祭り2022」に出展しました。

また、前期に引き続き、あやめ池地区民生委員・児童委員協議会主催の「お餅つき大会」にチラシの作成、場所の提供、開催準備のお手伝いなどの協力を行ないました。

さらに、当期においては奈良市伏見地域包括支援センター主催で10月より毎月1回開催される「オレンジカフェ」において、チラシの作成、場所の提供、開催準備のお手伝いなどの協力を行ないました。



HUG²祭り2022 出展

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
困難な状況にある子どもたち等に対する教育、保健等の支援事業	タイにおいてHIVに感染している家族を持つ子どもたちへの文具等の支援を行った。	通年	タイ バンコク ムクダハン 県、 バンガー県	2名	HIV感染者を家族に持つ子どもたち10人	327
	ネパールにおいてのCOVID-19対策等、現地のカウンターパートとリモートで協議した。	通年	奈良市	3名	当該地域の医療従事者等 多数	203
	地域の子ども育成支援として一人親家庭等にお弁当やお菓子、果物、お米などの配付、学習支援、また、文具の配付を行なった。	通年	奈良市	5名	奈良市が支援を必要とした家庭49名及び文具を必要とする子ども、団体等 多数	1,655
途上国等における教育環境の改善を図るための校舎建設等の協力事業	ネパールにおいて、山間部の公立学校5校にE-ライブラリ(デジタルツールを備えた図書館)の建設支援及び公立学校1校の新校舎建設支援を行なった。	通年	ネパール カブレパ ランチョーク 郡	3名	図書館及び校舎建設地域の子どもたち、住民、教師等	7,296
途上国等における養護施設、助産施設、医療施設等の環境改善を図るための協力事業	インドネシアにおいて経済的に貧しい人たちに対して無料で助産行為を行っている助産院への支援	今年度は実施せず				
地球環境問題解決のための緑化推進活動等による環境保全事業	地域における緑化運動推進のためのローズマリー等の苗木作り及び植樹活動	今年度は実施せず				
HIV及びAIDSの予防を目的とした啓発事業	タイのムクダハン県等におけるエイズ予防セミナーの実施	今年度は実施せず				

HIV及びAIDS感染者の人権を擁護するための事業	タイのバンコク等におけるエイズ患者の家族に心穏やかに安心して暮らせる住居の提供及びエイズ患者家族に対する生活支援	今年度は実施せず				
途上国等における自立を目指す人々への協力事業	自立を目指す人々の製品の技術等の支援及び日本国内での製品の紹介等	今年度は実施せず				
国際協力及び海外事情の調査研究に関する事業	国際社会における貧困、格差、紛争、地球環境等の諸問題における調査及び研究活動	今年度は実施せず				
機関紙、刊行物、講演、展示会、ウェブサイト、映像上映等による広報及び啓発事業	支援団体において事業活動等についての講演を行った。	8月 1月	大阪市	3名	支援者 約500人	56
	機関紙「チョウタリイ通信」「チョウタリイ」を作成した。	6月 3月	奈良市	2名	不特定多数	383
社会教育及び政策提言事業	ボランティア講座の開催	今年度は実施せず				
関連団体及び関係する国際機関との相互協力	奈良市ボランティアインフォメーションセンター主催の「Hug ² 祭り」に出展した。	12月	奈良市	3名	来場者等 多数	35
	奈良市伏見地域包括支援センター主催の「オレンジカフェ」の開催にチラシの作成、開催準備、場所の提供等の協力をした。	1月	奈良市	1名	伏見地域の 高齢者 約80名	39
	あやめ池地区民生委員・児童委員協議会主催のお餅つき大会の開催にチラシの作成、開催準備、場所の提供等の協力をした。	12月	奈良市	2名	あやめ池地 区住民 約150名	7
災害復興協力事業	サラスワティ・ベシック学校（ネパール）の復旧のための協議を現地カウンターパートとリモート等で行なった。	通年	奈良市	3名	当該被災学校の生徒、 教師、周辺 住民 多数	97

国内外の伝統文化等の紹介及び国際交流に関する事業	ネパールにおいて E-ライブラリ開設支援を行った学校3校とのリモート等による開館式及びパンチカール市長夫妻との国際交流を行った。	8月 10月 1月	大阪市 奈良市	5名	当該 E-ライブラリ開設学校3校の生徒、教師、周辺住民等 多数	432
--------------------------	--	-----------------	------------	----	---------------------------------	-----

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	支出額 (千円)
イベント開催事業	手工芸作家等による作品展の開催	今年度は実施せず			
文化教育事業	手芸、音楽等の文化教室事業	今年度は実施せず			

* 報告書の金額表示は、原則として単位未満の端数処理を四捨五入で表示しているため、表中の金額と内訳の合計が一致しない場合があります。

活 動 計 算 書

特定非営利活動法人 チョウタリイの会

【税込】(単位:円)
自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日

【経常収益】

【受取会費】

正会員受取会費	230,000	
里親会員受取会費	200,000	
賛助会員受取会費	117,000	547,000
<hr/>		

【受取寄付金】

受取寄付金	9,912,176	
資産受贈益	4,040	9,916,216
<hr/>		

【受取助成金等】

受取補助金		1,649,000
-------	--	-----------

【その他収益】

受取 利息		64
<hr/>		

経常収益 計

12,112,280

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料 手当(事業)	2,129,351	
通 勤 費(事業)	56,500	
法定福利費(事業)	225,057	
福利厚生費(事業)	26,027	
人件費計	<hr/>	<hr/>

(その他経費)

校舎建設費	5,928,900	
印刷製本費(事業)	32,147	
旅費交通費(事業)	149,855	
通信運搬費(事業)	21,788	
消耗品 費(事業)	43,006	
援助用消耗品費(事業)	708,070	
水道光熱費(事業)	132,171	
地代 家賃(事業)	500,000	
貸 借 料(事業)	150,000	
保 險 料(事業)	6,048	
租税 公課(事業)	300	
交流費(事業)	97,320	
支払手数料(事業)	24,278	
外注費(事業)	300,000	
その他経費計	<hr/>	<hr/>

事業費 計

10,530,818

【管理費】

(人件費)

給料 手当	320,000	
通 勤 費	10,000	
法定福利費	52,054	
人件費計	<hr/>	<hr/>

(その他経費)

印刷製本費	320	
会 議 費	17,334	
通信運搬費	33,550	
消耗品 費	44,742	
水道光熱費	33,471	
地代 家賃	100,000	
新聞図書費	4,040	
租税 公課	600	
支払手数料	59,055	
その他経費計	<hr/>	<hr/>

管理費 計

675,166

活 動 計 算 書

特定非営利活動法人 チョウタリイの会

[税込] (単位: 円)
自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日

経常費用 計	11,205,984
当期経常増減額	906,296
【経常外収益】	
経常外収益 計	0
【経常外費用】	
経常外費用 計	0
税引前当期正味財産増減額	906,296
当期正味財産増減額	906,296
前期繰越正味財産額	8,601,682
次期繰越正味財産額	9,507,978

貸借対照表

特定非営利活動法人 チョウタリイの会
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和5年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	29,807
現 金	290,345	前 受 金	6,803,158
当座 預金	3,281,756	前受会費	150,000
普通 預金	10,624,777	預 り 金	9,340
現金・預金 計	14,196,878	流動負債 計	6,992,305
(売上債権)		負債合計	6,992,305
未 収 金	1,649,000	正 味 財 産 の 部	
売上債権 計	1,649,000	【正味財産】	
(棚卸資産)		前期繰越正味財産額	8,601,682
寄附援助物資	654,405	当期正味財産増減額	906,296
棚卸資産 計	654,405	正味財産 計	9,507,978
流動資産合計	16,500,283	正味財産合計	9,507,978
資産合計	16,500,283	負債及び正味財産合計	16,500,283

財務諸表の注記

特定非営利活動法人 チョウタリイの会

令和5年 3月31日 現在

【重要な会計方針】

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1). 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

【事業費の内訳】

事業費の区分は別紙に記載しております。

【使途等が制約された寄付等の内訳】

使途等が制約されている寄附金の内訳は以下の通りです。

当法人の正味財産は、9,507,978円ですが、その内6,803,158円は、下記のように使途が特定されています。したがって、使途が制約されていない正味財産は、2,704,820円です。

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
HIV感染者家族の子ども就学支援金	0	200,000	200,000	0	里親会員年会費全額を対象事業に充当
キバールの公民館2における新校舎建設支援	1,824,874	12,000,000	7,021,716	6,803,158	校舎建設支援に充当 差額6,803,158円は、前受金として貸借対照表に計上しています。
奈良市子ども等の見守り強化事業補助金	0	1,649,000	1,649,000	0	同補助金は当期においては未入のため未収金として貸借対照表に計上しています。
合計	1,824,874	13,849,000	8,870,716	6,803,158	

【役員及びその近親者との取引の内容】

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

科目	対価額及び自された金額	内、役員との取引	対価額及び自された金額
(活動計算書)			
受取寄附金	9,512,626	338,460	
事業費 人件費 給料手当	2,129,351	2,038,867	
事業費 地代家賃	500,000	500,000	
事業費 外注費	300,000		300,000
事業費 賃借料	150,000	150,000	
管理費 人件費 給料手当	320,000	320,000	
管理費 地代家賃	100,000	100,000	
活動計算書計	13,011,977	3,447,327	300,000
(貸借対照表)			
前受会費	150,000	10,000	
貸借対照表計	150,000	10,000	

【その他特定非営利活動の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項】
 事業費と管理費の按分方法 地代、家賃、水道光熱費を人件費と同じ割合で按分

事業費の内訳(別紙)

特定非営利活動法人 チョウタリイの会

[単位：円]

科目	山形県民を待つ子ども就学支援	ネパール保健医療支援	ネパール教育保健支援	子ども育成支援	ネパール新校舎建設事業	学童活動	機関紙、刊行物、上秋等の事業	国際協力イベント開催等	災害復興協力支援	新校舎開設等国際交流	合計
(人件費)											
給料 手当(事業)	112,560	48,240	48,240	553,511	884,400	32,160	209,040	32,160	48,240	209,040	2,129,351
通勤費(事業)	1,000	1,000	1,000	26,500	16,500	1,000	3,500	1,000	1,000	5,000	56,500
法定福利費(事業)	15,754	6,753	6,753	4,503	123,783	4,503	29,258	4,503	6,753	29,247	225,057
臨時雇員費(事業)	2,603	1,301	1,301	3,904	7,808	521	3,384	1,822	1,301	3,383	26,027
人件費計	131,917	57,294	57,294	588,418	1,032,491	38,184	245,182	39,485	57,294	246,670	2,436,935
(その他雑費)											
校舎建設費					5,928,900						5,928,900
印刷製本費(事業)							32,147				32,147
修繕交通費(事業)	2,134	5,337	5,337	62,378	42,681	4,244	13,872	3,202	2,134	13,873	149,855
通信運搬費(事業)	10,877	2,727	2,727		273	273	3,410	137	4,091		21,788
郵便出 費(事業)	4,538	2,888	2,888	26,918	288	288	3,610	145	4,331		43,006
振込印刷品費(事業)	15,724			692,346							708,070
水道光熱費(事業)	2,642	2,642	2,642	54,189	33,042	2,642	19,824	2,642	3,965	10,583	132,171
近代 交費(事業)	50,000	25,000	25,000	75,000	150,000	10,000	65,000	35,000	25,000	65,000	500,000
貸 借 料(事業)				150,000							150,000
築 設 料(事業)				6,048							6,048
租税 金課(事業)				300							300
交 流 費 (事業)	1,320	2,547	2,547		18,666					96,000	97,320
文 庫 費 (事業)	3,065				90,000						24,278
外 注 費 (事業)	105,000	105,000	105,000								300,000
その他雑費計	195,300	146,141	146,141	1,067,179	6,263,850	17,447	137,863	41,126	39,521	185,456	8,093,883
合計	327,217	203,435	203,435	1,655,597	7,296,341	55,631	383,045	80,611	96,815	432,126	10,530,818

財 産 目 録

特定非営利活動法人 チョウタリイの会
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和5年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現金	290,345
当座 預金	3,281,756
ゆうちょ銀行	(3,281,756)
普通 預金	10,624,777
三井住友銀行学園前支店	(8,513,406)
ゆうちょ銀行 1	(898,569)
ゆうちょ銀行 2	(1,212,802)
現金・預金 計	14,196,878

(売上債権)

未 収 金	1,649,000
売上債権 計	1,649,000

(棚卸資産)

寄附援助物資	654,405
棚卸資産 計	654,405

流動資産合計

16,500,283

資産の部 合計

16,500,283

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金	29,807
前 受 金	6,803,158
前受会費	150,000
預 り 金	9,340
源泉所得税	(9,340)
流動負債 計	6,992,305

流動負債 計

6,992,305

負債の部 合計

6,992,305

正味財産

9,507,978



チャウタリイの会

チャウタリイは、1993年の創立以来、会の理念として「全ての子どもたちが生きてきて良かったと思える平和で公正な国際社会の実現」を目指して活動してまいりました。生まれた国や境遇によって子どもたちに教育の機会すら与えられない社会は、決して公正な社会と呼べるものではないと思います。

現在、チャウタリイでは、子どもたちへの教育支援及び育成支援を中心に活動しております。

貧困ゆえに次世代においても貧困となってしまう「貧困の連鎖」をくい止めるため、教育は重要な役割を果たせるものであると思います。

活動を支えてくださる会員を募集しております。皆様の温かなご支援をよろしくお願い致します。

認定NPO法人 チャウタリイの会
代表理事 山口悦子

賛助会員	年会費	個人 3,000円
		団体 30,000円
里親会員	年会費	個人 25,000円
正会員	年会費	個人 10,000円
		団体 50,000円

*当会は、認定NPO法人です。ご寄附、賛助会費、里親会費は、寄附金控除の対象となります。賛助会員、里親会員には総会での議決権はございません。

●郵便振替

口座番号 00910-0-183520

口座名 チャウタリイの会



CHAUTARY JAPAN

認定NPO法人 チャウタリイの会

「チャウタリイ」とは、ネパール語で大きな木の下の広場という言葉です。

その語には、人々が集まり、休息をし、新しい可能性に向けて巣立っていく場所という意味が込められています。

チャウタリイの会の主な活動

- ネパールでの新校舎建設支援、デジタルツールを整備したE-ライブラリ開設支援、小児がん等の子どもたちへの保健医療支援
- タイでのHIV感染者を家族に持つ子どもたちへの就学、自立支援
- インドネシアでの助産院支援
- インドでのスラムで暮らす子どもたちのためのフリースクール支援
- 日本国内での子ども育成（見守り、居場所、文具バンク）支援

認定NPO法人チャウタリイの会
〒631-0033 奈良市あやめ池南5-1-1

TEL 0742-46-9601

<https://www.chautary.org>

Email info@chautary.org

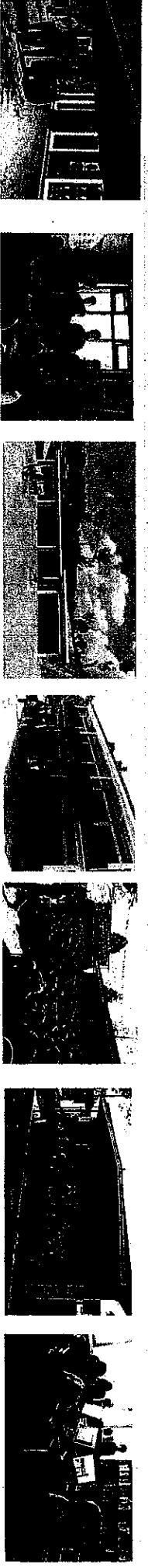
Chautary JAPAN

認定NPO法人 チャウタリイの会

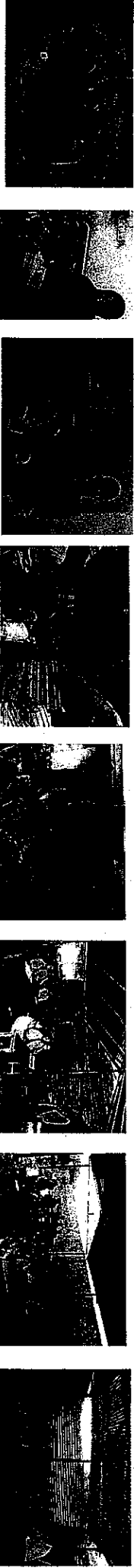
チヨウタイリのこれまでの主な活動

ネパール

障害を持つ子どもたちの学校支援、女性の自立支援、公立学校新校舎建設支援、ネパール地震被災者支援、開校式等における国際交流活動など



聴覚に障害を持つ子どもたちの学校の新校舎建設支援 (バクタガル)
 教室不足の公立学校への新校舎建設支援、E-ライブラリ(デジタルツール)を整備した図書館)開設支援、開校式等における国際交流 (カブレパランチョーク郡等) 30校完成3校建設中(2023年11月現在)



TEWA(ラリトガル) 女性の自立支援
 CN(ジャナクガル) 保健医療支援
 ネパール地震 食糧、生活物資等支援 (シンドゥウパルチョーク郡等)
 ネパール地震 被災学校12校への仮設校舎建設支援 (シンドゥウパルチョーク郡等)

タイ

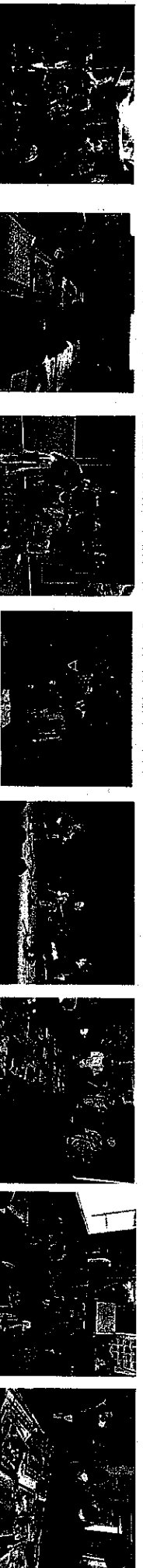
HIV 感染者を家族に持つ子どもたちへの就学支援 エイズ予防啓発活動及び自立のための地場産業創出支援 エイズ患者家族のためのシェルター開設など



皇子訪問 (ムクダハン県) エイズ予防啓発のハンドブックの製作及び配布
 自立のための地場産業創出支援 (ムクダハン県)
 シェルターの開設 (バンコク)
 スラムのクリーンスクール3校への支援 (コルカタ)

インドネシア

スリートチルビンシと呼ばれる子どもたちへの教育支援
 児童養護施設支援、助産院支援、助産師養成支援など



日本

東日本大震災被災地の女性の仕事作り活動、多文化共生音楽祭開催、元氣ごはん宅食、元氣子どもカフェ、文具バンクなど

スラムで暮らす子どもたち及びスリートチルビンシへの教育支援 (デンパサール等)
 助産院支援 (ウゴド)
 多文化共生音楽祭 (奈良県)
 元氣ごはん宅食 (奈良県)
 元氣子どもカフェ (奈良県)
 文具バンク (奈良県)

NPO 法人チョウタリイの会

文具バンク



文具バンクの様子

(左) ハヌマン学校 (ネパール)、(中) マニケル・ローワー学校 (ネパール)、(右) 国内での文具バンク (奈良市)

チョウタリイの会では、子育て支援として、子どもの教育に必要な文具(鉛筆、ノート、消しゴム、シャープペンシル等)を無償で配布する文具バンクを開催致します。必要とされる方は、ぜひ文具バンクをご利用下さい。

●ご連絡は、0742-46-9601 または info@chautary.org

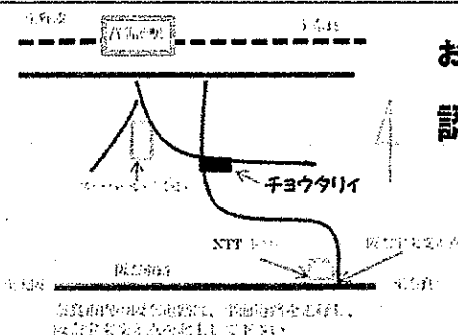
特定非営利活動法人チョウタリイの会とは

チョウタリイは、1993年にネパールの障害を持つ子どもたちが通うための学校建設と女性たちの仕事作りを目標として活動をスタートしました。現在では、ネパール、タイ、インドネシア、インドの様々な困難を抱えている子どもたちへの教育、保健、自立などの支援活動を行なっています。チョウタリイでは、困難な状況にある子どもたちへの支援活動を続けていくことを使命として、全ての子どもたちが未来に希望を持ち「生まれてきてよかった」と思えることができる、平和で公正な国際社会の実現を目指しています。

●お電話またはメールにてお申し込み下さい。

●場所 チョウタリイ・エデュケーションセンター

(奈良市あやめ池南 5-1-1 駐車場あります)



お問合せ先

認定 NPO 法人 チョウタリイの会

〒631-0033 奈良市あやめ池南 5-1-1

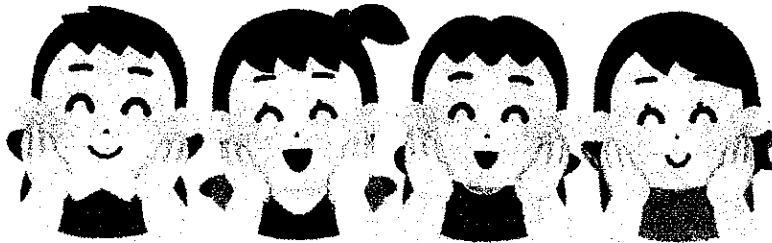
TEL 0742-46-9601 Eメール info@chautary.org

ホームページ <http://www.chautary.org>



みんなで過ごす楽しいひととき

元気子どもカフェ

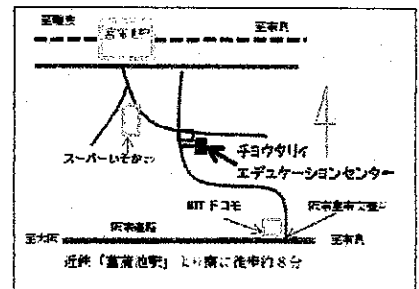


運営事業者
認定 NPO 法人チョウタリイの会

毎月第1水曜日及び第3水曜日 午後2時から午後4時まで

当法人のエデュケーションセンターにて読書、読み聞かせ、簡単な工作、リズム遊び、ペープサート等を行い、楽しい時間を共に過ごしましょう。

- 対象者 伏見中学校区及びその周辺の未就学児、小学生、中学生
- 開催日 毎月第1水曜日及び第3水曜日 午後2時から午後4時まで
- 実施場所 チョウタリイ・エデュケーションセンター
奈良市あやめ池南五丁目1番1号
- スタッフ 絵本専門士 元幼稚園教諭
チョウタリイの会理事等



当支援事業は、奈良市からの助成をいただいております。
活動内容は、奈良市に報告致します。

*お菓子等の提供を行ないますが、食物アレルギー等の対応は行なっていません。保護者各自の責任においてご飲食下さい。

*通所は必ず保護者の責任で行なって下さい。

ご利用には、お申し込み（ご登録）が必要です。QRコードまたはURLからお申し込みフォームにてお申し込み下さい。お申し込みを受け付けましたらメールにて返信致します。



お問合せは、メールかお電話で

認定 NPO 法人 チョウタリイの会

TEL 0742-46-9601 Eメール info@chautary.org

ホームページ <https://www.chautary.org>



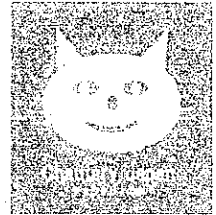
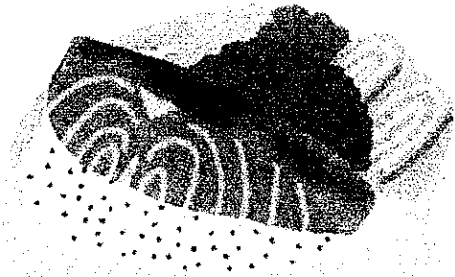
お申し込みフォーム

<https://onl.tw/e5J5B3F>

おいしい 楽しい お弁当の宅配です！

元気ごはん

2023 年度
(宅食)



運営事業者
NPO 法人チョウタリイの会

ご利用は無料です！ 2023年5月から2024年3月まで(予定)

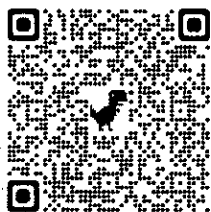
対象者は、*児童及び妊婦の方です。

*「児童」とは、就学前児童、小学生、中学生、高校生及び18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある方です。
当支援事業では、奈良市からの助成をいただいて、お弁当やお菓子等を無料でお届けします。活動内容は、奈良市に報告いたします。

*お弁当等の食品については、食物アレルギー等の対応は行なっておりません。保護者ご利用者各自でご注意下さい。

2023年5月から2024年3月までの間、毎月2回お届けします。
お届け日は、第1金曜日と第3金曜日
17:00~19:00の間にお届けします。

ご利用には、お申し込みが必要です QRコードまたはURLからお申し込みフォームにてお申し込み下さい
お申し込みを受け付けましたらメールにて返信致します
お申し込み及びキャンセルの締切りは、実施日の1週間前です



お申し込みフォーム
<https://onl.la/Ez8Yt2u>

お問合せは、メールかお電話で

認定 NPO 法人 チョウタリイの会

TEL 0742-46-9601 Eメール info@chautary.org
ホームページ <http://www.chautary.org>

